（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び第七条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 ［イ～ヘ　略］ ト　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 チ　［略］ ［二～四　略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ［号の細分を加える。］ ト　［同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十七条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～四十二　略］ 四十三　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十五条第二項（同法第五十三条第三項、第五十四条第三項及び第六十九条第三項において準用する場合を含む。） ［2～4　略］	1　［同上］ ［一～四十二　同上］ ［号を加える。］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	